

規制改革実施計画 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和2年7月

規制改革実施計画 主な実施事項

「規制改革実施計画」とは、規制改革推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）がとりまとめた「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したもの。

成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し

○デジタル時代の規制・制度のあり方

・規制所管府省は、規制改革推進会議が重点的見直し事項とした規制・制度について、①特定技術の義務付けの見直し、②対面・書面規制の見直し、③業規制の見直し、④柔軟な規制体系への見直し等の基準に沿って、デジタル時代に向けた規制・制度の点検を行う。

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

・規制を新設・変更する際に、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか事前評価を行う標準的な手続きを整備する。

【令和2年度検討・結論】

○デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

・ドローン、センサーなどの新技術やデータを活用したインフラメンテナンスを推進するため、道路・港湾等4省庁22事業分野につき、点検要領の見直し等を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。

【令和2年度検討・結論】

未来を支える人材の育成

○イノベーション人材育成の環境整備

・文部科学省が、子供たちの理解度や興味に応じた学年を超えた学びを実施できることをガイドライン等にまとめ、周知。

【令和2年度措置】

人口減少社会の進展による人手不足経済への対応

○医療・介護関係職のタスクシフト

・有料老人ホームにおいて看護職員が一定の医療行為を実施できる旨を周知する。介護現場で介護職員が実施できる行為を整理し、周知。

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

○一般用医薬品（スイッチOTC等）選択肢の拡大

・スイッチOTC化推進のため、厚生労働省に部局横断的な体制を構築するとともに、スイッチOTCの開発目標を設定し、進捗管理を行う。

【令和2年度措置】

デジタルガバメントと行政サービスの効率化

○行政手続コスト20%削減と引き続き実施すべき取組

・「2020年3月までに行政手続コスト20%削減」目標は達成(▲25.5%)

・現在も継続中の以下の取組について、可及的速やかに実施。

－商業登記等【令和3年度中】及び入札契約【令和2年中】について行政手続コスト20%削減。

－就労証明書の押印を不要化し、デジタルで完結させる。【令和2年に工程表、令和3年度に措置】

○オンライン利用率の大胆な引き上げと環境整備

・引き続き行政手続コスト削減の取組を進めるため、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、PDCAサイクルを確立した取組を行うとともに、抜本的な業務の見直しや、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備などのデジタル化を進めるための環境整備を行う。

【令和2年度 目標・計画の策定。可及的速やかに必要な措置】

・地方公共団体と事業者等との手続きに関し、オンライン化に必要なプラットフォームを国が統一的に整備することを検討。

【令和2年度 検討開始。結論を得られたものから速やかに措置】

○データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

・Maas関連データの連携に関するガイドラインの実効性を担保するため、データフォーマットやAPIの標準化のための検討の場を設ける。

【令和2年度措置】

○電波・通信制度改革

・全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

【令和3年度措置】

○放送を巡る規制改革

・放送ユニバーサルサービスの提供義務について、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討。

【令和2年度検討開始、早期に結論】

・放送コンテンツをインターネットで円滑に流通させるため、1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 権利者不明及び協議が整わない場合の裁定制度について、要望を取りまとめたうえで検討、結論を得る。

【1, 3は令和3年通常国会での法案成立、2は令和3年中に要否を明らかにする】

○老朽化した区分所有建物等の再生の円滑化

・5分の4以上の要件の緩和などの方策も含めて、建替え決議の在り方について、幅広い関係者を含めた場で検討。

【令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】

○ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援

・フリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象に、ワンストップの相談窓口を整備するとともに、労働者性の判断基準を周知。

【令和2年度措置】

○若者の農林水産業への参入促進に向けた制度の見直し

・新規就農者のうち農地の確保を支援することが適当な者に対し、優先的に農地を斡旋するなどの措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者を増加させる。

【令和2年度措置】

○スマート農林水産業

・安全性ガイドラインを改訂し、自動走行トラクターの遠隔監視による圃場内自動走行や圃場間移動を可能とする。

【令和2年度措置】

書面規制、押印、対面規制の見直し

○行政手続に関するもの

・各府省は、書面・押印・対面を求める行政手続について、新型コロナウイルスへの緊急対応として、必要な措置を講じ、周知。

・恒久的な制度的対応として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、各府省が、年内に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達の改正等を行う。

【可及的速やかに緊急対応措置。制度的対応については令和2年内に措置】

○民間の商慣行等による手続に関するもの

・押印の廃止を推進するため、内閣府、法務省及び経産省がQ&Aを発出し、押印の効果が限定的であることを示す。

【措置済】

・電子署名を利用しやすくするため、クラウドを利用した電子認証サービスのうち一定のものについては、電子署名に該当することをQ&A等で明らかにし、周知。

【令和2年度、できるだけ早期に措置】

・金融機関における口座開廃、融資の申し込み等の手続について、金融庁は業界と連携して検討を行う場を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。

【令和2年度上期措置】

デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

現状と課題

ア. 各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備

【現状】

- インフラの老朽化が深刻化する中、人員や資金の不足により点検・修繕が追い付かず緊急に対策が必要な施設が相当数存在。

【課題】

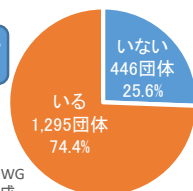
- ドローンや走行型計測車両など、様々なデジタル技術が開発・利用され始めているが、利活用を推進する環境が整っていない。
—各インフラごとに所掌省庁が作成している点検要領等は、「目視」等人的の感覚に頼った方法を基本とするものが多い
—効率的な維持管理のためのデータ整備が不十分 等

建設後50年以上経過する割合

	2018年	2023年	2033年
道路橋	約25%	約39%	約63%
トンネル	約20%	約27%	約42%

(出典)第2回成長戦略WG国土交通省資料より作成

技術系職員がいない市町村の割合



(出典)第2回成長戦略WG国土交通省資料より作成



イ. インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備

【現状】

- インフラ点検技術の代表例としてドローンの活用が期待される。

【課題】

- 航空法に基づく飛行申請手続や、各自治体の条例ごとの手続の把握に時間や手間がかかる。
- 携帯電話をドローンに搭載してデータ転送に活用するためには、利用手続に2か月程度要する。

ウ. 遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和

【現状】

- 大型浄化槽の保守点検頻度は処理方式等に応じて1週間又は2週間に1度と定められている。

【課題】

- 遠隔監視技術の活用により、現行の頻度で保守点検を行う必要はないとの声がある。

実施事項

ア. 各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備

- 道路・港湾等4省庁22事業分野について、事業の特性に応じて以下の実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。

【令和2年検討・結論】

- 点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載
- 技術活用の判断の考え方を整理し、数値等による性能基準の設定を目指す
- 基準を満たし活用可能な技術を掲載したカタログ等を整備
- データベースを構築
- 国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、有効性を実証 等

イ. インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備

- 地上の人や航空機への影響がないことが明らかな飛行の類型(係留措置を施すなど)について検討し、許可・承認対象の見直しを含めて、更なる手続の簡素化に向けた措置を講ずる。

【令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- 各自治体の条例について実態を調査し、その結果をHPに反映する。
【令和2年度措置】
- 携帯電話の上空利用の手続期間を1週間以内に短縮する。
【令和2年措置】

ウ. 遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和

- 遠隔監視技術を用いた大型浄化槽の保守点検頻度の見直しについて、技術的な検証を行い、結論を得る。【令和2年検討開始、令和2年度結論】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について

現状と課題

【現状】

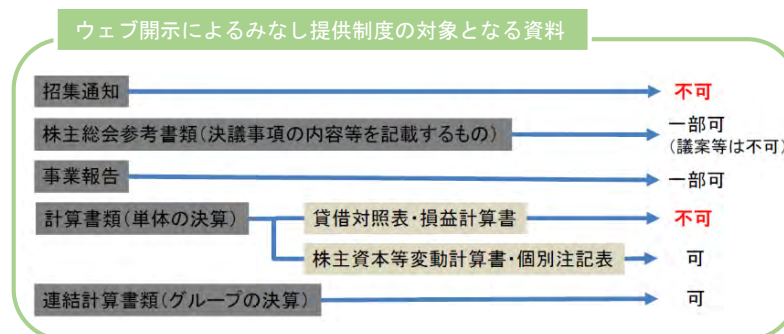
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式により、他者との接触の機会を減らすことが求められている中、6月に開催が集中する定時株主総会に向けた決算・監査の作業が遅れているとの声がある。
- 上記への対応として、株主総会資料を一定期間ウェブサイトに掲載することによって株主に提供したものとみなす、ウェブ開示によるみなし提供制度の活用が考えられる。
- また、令和2年4月、企業の取り得る選択肢として、開催日程の延期のほか、配当金の決議・役員等の改選と決算の承認を別の日に行う継続会方式が示された。当初の総会から継続会までの期間については、従来は2週間程度が通説であるところ、現下の状況にかんがみ、3ヶ月以内が目安とされた。



【課題】

○ウェブ開示によるみなし提供制度

- 資料を書面で提供する場合には、印刷等の準備期間を考えると、かなり早い段階で内容が確定していなければならないが、ウェブ開示によるみなし提供制度の活用により、提供の直前まで作成作業が可能。
- しかし、重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等については対象外とされ、計算書類(単体の決算)のうち貸借対照表及び損益計算書や事業報告の一部は、ウェブ開示によるみなし提供制度が適用されない。



(出典)第9回成長戦略WG法務省資料より作成

○継続会方式

- 改選期にある役員及び会計監査人の任期は、継続会の終結時までとされている。例)6月と9月に開催する場合:9月に開催する総会の終結時
- 当初の株主総会(例えば6月)の時点において役員等が退任するためには、登記の申請書に押印された辞任届を添付すること、又は登記の申請書に添付する株主総会の議事録の内容から、役員等が辞任する旨の意思表示をしたことが判明することが必要。

実施事項

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸借対照表・損益計算書等を含め、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象を拡大し、周知徹底を図る。**【措置済み】**
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために継続会方式で株主総会を開催する場合、当初の株主総会における決議により、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、その後任を選任する方法によれば、当初の株主総会の時点で役員等を改選することができ、かつ、その旨の改選登記をすることが可能であることを示し、周知徹底を図る。**【措置済み】**



書面規制、押印、対面規制の見直し

現状と課題

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式により、他者との接触の機会を減らすことが求められている中、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという課題を解決していく必要がある。
- 特に、民間事業者間の手続においては、以下の課題が存在する。

【課題】

○商慣行として定着している押印の廃止・他の方法による代替

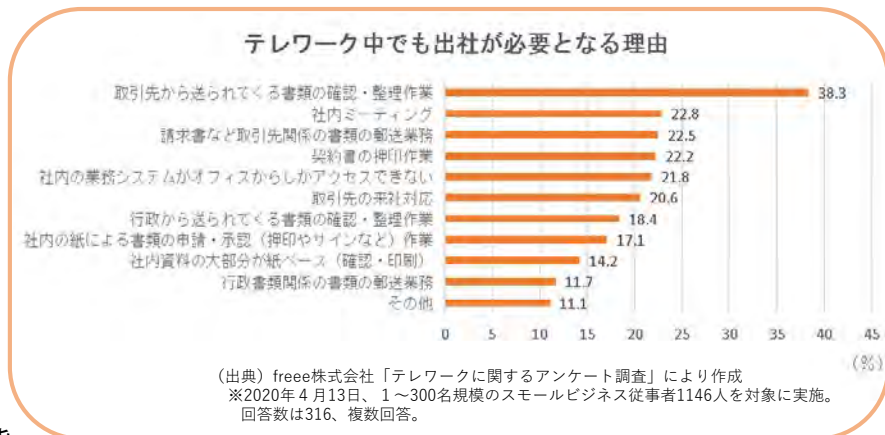
- 民間事業者が押印の廃止や他の方法による代替を検討する際には、それによりどのような影響があるか等の懸念が伴う。

○電子署名の活用促進

- 押印に代わる手段として、電子署名の活用も有効であり、現在、様々な形態のクラウドサービスが生まれ利用が広がっているが、それぞれのサービスについて、電子署名法における取扱いが不明確。

○特定分野における規制・制度

- 不動産取引における手続、金融機関における手続、会社法関係の手続について、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しを求める声が多い。



実施事項

- 商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等に関して、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示す。**【措置済み】**
- 電子署名法第2条の「電子署名」の定義において、サービス提供事業者の署名鍵による暗号化等によって文書の成立の真正性等を担保するサービスについては、サービス利用者の電子署名と解釈することをQ&A等で明らかにし、広く周知を図る。**【令和2年度、できるだけ早期に措置】**
- 民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに、その考え方を明らかにする。**【令和2年度検討開始、早期に結論】**
- 不動産取引に係るITを活用した重要事項説明について、賃貸取引においては本格運用、売買については社会実験を実施しているところ、社会実験における実施報告、アンケート等の参加事業者の責務について、負担軽減を図り、環境整備に努める。**【令和2年度上期措置】**
- 現在行っている不動産の賃貸取引に係る社会実験を踏まえつつ、不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向けて宅建業法の関連規定について、改正措置を講じる。**【直近の法改正の機会を捉えて速やかに法案提出】**
- 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。**【令和2年度上期措置】**
- 電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録への出席取締役等による「署名又は記名押印に代わる措置」について、電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス等も含まれるものとし、その解釈について周知徹底を図る。**【措置済み】**

フィンテックによる顧客利便性の向上

現状と課題

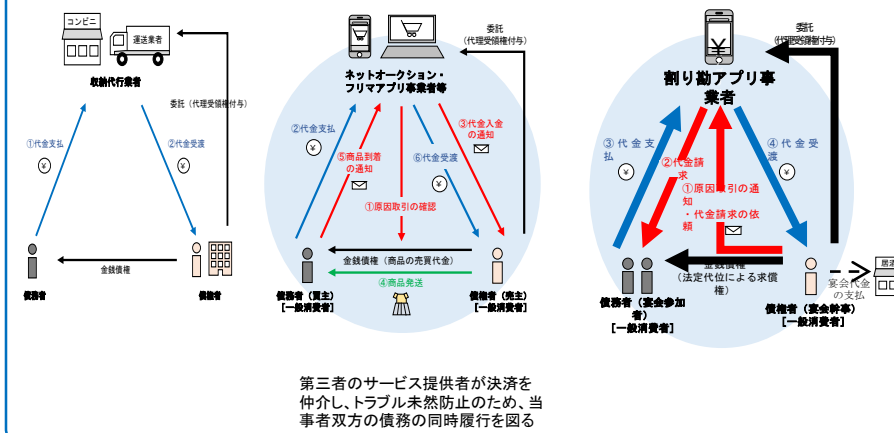
【現状と課題】

・収納代行については、「フリマアプリ」など個人間売買の決済を仲介するエスクローサービス等の様々なビジネスモデルを生み出している中、「割り勘アプリ」など実質的に送金のみを扱うような資金移動業と同様のサービスを提供する事業者も現れている。

今般の資金決済法の改正により、一部の収納代行業者には、資金移動業の登録を求める方向性が明確化されているが、幅広い収納代行業者に資金移動業の登録が必要となると、新規ビジネスの創造を阻害する懸念がある。

・資金移動業の利用者の多くは、あらかじめある程度の資金を入金したアカウントから数度にわたる送金を行うものである。

今般の資金決済法の改正により、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置」が講じられることとなったが、これが資金移動業者の柔軟なビジネスモデルの展開を阻害しないようにする必要がある。



・今般の金融サービスの提供に関する法律(旧金融商品販売法)の開始により、横断的に商品・サービスの仲介を行うことのできる金融サービス仲介業という新業態が創設。

金融サービス仲介業者には、取扱商品の制限が課され、保証金の供託が義務付けられることとされているが、これが柔軟な顧客ニーズへの対応や新規参入を阻害しないようにする必要がある。

・従来、割賦販売法に基づく与信審査においては、年収などを基に一律に利用限度額を計算する方法がとられてきたが(支払可能見込額調査)、今般の割賦販売法の改正により審査手法の高度化が図られることとなっている。

支払可能見込額調査

- ・利用限度額 ≤ 支払可能見込額 × 90/100
- ・支払可能見込額 = 年収(+預貯金) - クレジット債務 - 生活維持費

実施事項

- ア 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化
規制対象となる収納代行の範囲については、受取人が個人であり、かつ、割り勘アプリのような単純な資金のやり取りを行う事業のみとする措置を講ずる。【令和2年度検討・結論・措置】
- イ 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置
資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、資金移動業者のビジネスモデルに応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、措置を講ずる。【令和2年度検討・結論・措置】
- ウ 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制
金融サービス仲介業者が取扱うことのできる銀行・証券・保険の金融サービス・商品の範囲については、過度な制限により金融サービス仲介業への参入が阻害されることのないよう柔軟な範囲とすることを検討し、措置を講ずる。【令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置】
- エ 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準
金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の額については、必要最低限となるよう検討し、措置を講ずる。【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】
- オ クレジットカード事業者の審査における性能規定とリスクベース・アプローチの導入
割賦販売法制について、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。その際、改正法における事業者の業務の状況等必要な情報を収集する体制を整備する。【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】

自動運転の実装に向けた環境整備

現状と課題

【現状】

- 自動走行システムを用いて公道で自動車を走行させるため、
 - テストドライバーや自動走行システムの要件といった交通の安全と円滑を図る観点から留意すべき事項等を示した「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月)を策定
 - 遠隔型自動運転システム等を用いた実証実験に係る許可期間等を定めた「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(令和元年9月)を策定
 - 道路運送車両法の保安基準の一部緩和を可能とする自動運転実証に係る基準緩和認定制度を創設(平成29年2月)するなど、制度等の整備が進められてきた。
- 道路交通法の改正により、対象車両を先進安全技術を搭載した自動車(サポカー)に限定する条件付免許を与える制度を創設。

【課題】

- 自動運転の実証実験のしやすさについて、例えば、
 - 「ガイドライン」で求められている自動走行システムの要件について、当該システムが開発段階のものである場合の公道での取扱いが不明確である
 - 「許可基準」の許可期間の6か月については、事実上の従うべき基準になっている
 - 基準緩和認定制度の手続きが煩雑で、認定される事項に関する情報が不足している等の声があり、自動運転の実装を促進していく上で早急に改善すべき事項が存在。
- 免許制度について、自動運転技術を搭載した車両の範囲は限定的であり、本格的な自動運転時代の到来に向けた研究及び検討はまだ道半ば。

【自動運転の実証実験の例】(京阪バス、2019年11月)



【自動運転実証に係る基準緩和認定制度の例】



実施事項

(1) 自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の利活用【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- 実験車両の自動走行システムが道路交通法等の関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、ガイドラインの「6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件」の趣旨を明確化し、システムでは対応できない場面においてテストドライバーが必要な操作を行うことを求めるものであることを公表・周知する。
- 許可基準の「2 許可期間」について、同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しの提出を認める等、手続きを円滑化するように周知する。また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。
- 多様な自動運転車の研究開発及び実証実験の促進に資するよう、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を活用して認定された実証車両の実例について、認定を受けた事業者の権利等に配慮しつつ、公表し、取組の展開を促進する。

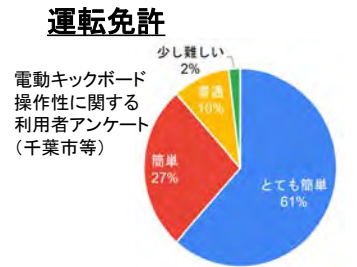
(2) 自動運転技術の進展に対応した新たな免許の検討【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

- 自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに応じた免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今般改正された道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。

多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティ

現状と課題

- 【現状】**
 - 経済社会の環境の変化や技術革新によって、電動キックボード等の新たな移動手段(マイクロモビリティ)が出現し始めている。
- 【課題】**
 - 我が国では社会的な理解・合意が進んでおらず、利用が制限されている。電動キックボードの場合、原動機付自転車として分類されており、運転免許、走行場所、安全基準は原動機付自転車と同等の要件を満たす必要があり、諸外国に比べ利用が進んでいない。



海外事例(SOMPO未来研究所2019Vol.20より(一部事務局にて追記))

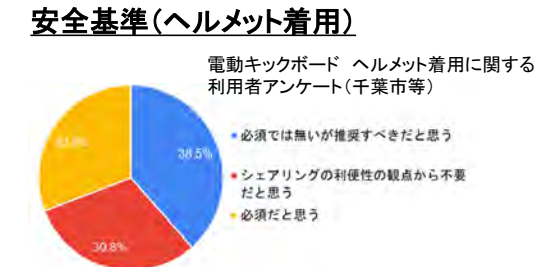
国	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国	日本
運転免許	不要	不要	不要	必要	必要
法定年齢	14歳以上	12歳以上	—	16歳以上	16歳以上



海外事例(SOMPO未来研究所2019Vol.20より(一部事務局にて追記))

国	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国	日本
走行レーン	車道 自転車道	車道 自転車道 歩道 ※自転車道が無い場所 で歩行者と見做される 速度遵守	車道 自転車道 歩道 ※歩行者と見做される 速度遵守	車道 自転車道 (改正予定)	車道

出典)規制改革推進会議 第10回投資等WG事業者提出資料(一部事務局にて編集)



海外事例(SOMPO未来研究所2019Vol.20より(一部事務局にて追記))

国	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国	日本
ヘルメット着用	推奨	推奨	15歳未満 必須	必須	必須

実施事項

- (1) いわゆる電動キックボードについて、制度見直しの要否を含めた検討 【令和2年度新事業の実施、結論を得次第速やかに措置】**
 - 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。
 - さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。
- (2) マイクロモビリティ全般に関し、制度見直しの要否を含めた検討 【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
 - (1)の検証、措置に加えて、電動キックボードを含むマイクロモビリティ全般に関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、新たな枠組みを設けることも含め、制度見直しの要否を含め検討する。

タクシーの利便性向上

現状と課題

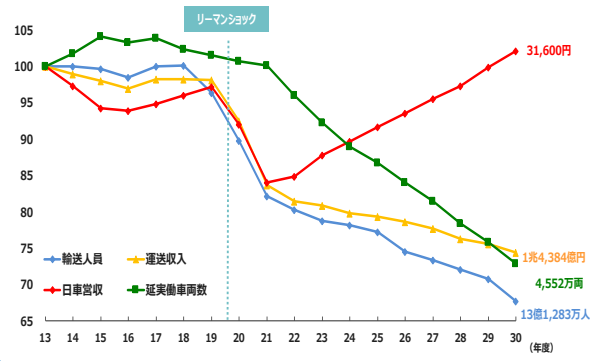
【現状】

- 人口減少、少子高齢化が進展する中、地域における公共交通手段の維持・確保が難しくなっており、事業者の持続的な経営にも影響。
- 経済社会の環境の変化やデジタル技術の進展により、タクシーの配車アプリ等の導入・普及が進むにつれて、利用者の利便性を高める様々な取組が推進できる状況が生まれている。

【課題】

- 地域の交通手段を持続的に確保するために、事業者の営業区域外運送や公共交通の供給が困難な地域における自家用有償旅客運送について、地域の有する課題に柔軟に対応した取組が求められている。
- 配車アプリを通じて得られるタクシーの輸送データの取得と、それらを通じた配車アプリの活用等による、利用者の利便性を向上する新たな運賃サービス等が求められている。
- タクシー事業を活性化し、輸送の安全及び利用者の利便性を持続的に確保するため、必要なデータの適時把握に資するデジタル化の推進が求められている。

【タクシー事業の現状】



【タクシーの事前確定運賃】

概要 < 東京都特別区・武三交通圏の係数の例 >

経緯

- 昨年4月に実証実験を踏まえたルールを策定
 - 過去の輸送実績を元に、低速走行時間を推計する「係数」を算出し、事前確定運賃額を決定する方法
- 7月から認可申請の受付を開始
- 10月11日に「係数」を地方運輸局が公示
- 10月25日に第一号認可
- 10月28日以降、準備が整った地域からサービス開始

実施地域：30地域（2月21日現在）
 ※札幌、東京、横浜、長野、名古屋、大阪、京都、神戸等

サービス開始地域：11地域（2月21日現在）
 ※札幌、青森、東京、横浜、新潟、京都等

実施事業者等：約890社、約27,000両

運賃のイメージ

【例】月曜日の15:15に東京駅から東大塚駅まで事前確定運賃でタクシーに乗車する場合

初乗運賃	加算運賃	係数	運賃総額
(420円+1,920円)		1.27	2,970円

距離運賃額を電子地図から算定 時間距離併用部分を含む 運賃総額を推定

全申請事業者の土曜・日・15時台の輸送データ1年分からの計算により、係数を算出し、平均的な低速走行時間を推計 事業者が申請 乗客が利用可能なデータは約150万(東京の場合)

【交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度】



実施事項

- 事業者の営業区域外運送の柔軟化に取り組む等、より多くの利用者が利便性の高いタクシーサービスを楽しむことができる環境整備に向けた施策を推進するとともに、公共交通の供給が困難な地域において行う交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度について、導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図ること等を通じ、着実に制度を運用する。【令和2年度検討・結論・措置】
- タクシーの利便性向上に資する事前確定運賃や変動迎車料金等の制度を着実に実施する。また、タクシー事業者間の連携や変動料金制の導入も視野に入れつつ、アプリ事業者が有するタクシーの輸送データがタクシーサービスの高度化に還元されるよう推進するとともに、事業者の自主的な取組を一層加速させる方策を検討及び実施する。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】
- 事業の適正化及び活性化に不可欠なデータの適時把握を行うためのタクシー事業者の取組を推進しつつ、国がデジタルで情報を収集、把握できる環境整備を進める。また、事業者自らが利用者の利便性を高める新たなサービス等に健全かつ持続的に取り組むことが可能となるよう、制度を着実に運用する。【令和2年度措置】

現状と課題

電波制度改革

- 令和元年の電波法改正により周波数割当の比較審査項目に周波数の経済的価値の評価額が追加されたが、審査項目の配点次第では価格競争が実質的にあまり意味を持たない恐れ。
- 各省庁・機関(警察、消防、防衛、防災等)は、独自に自営通信網を構築・運営しており、組織をまたいだ音声や映像等のやり取りができない。

現状と課題

通信制度改革

- 光ファイバの世帯カバー率は、98.8%(平成31年3月末時点)。条件不利地域での整備に遅れ。
- 条件不利地域では、民間事業者の参入が進まず、地方自治体等の負担により光ファイバ等のブロードバンドの整備及び運用を行っているが、地方自治体等にとって大きな財政負担。
- 民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要。



実施事項

(1) 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続

- 周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創意工夫による電波の有効利用度を適切に審査できるよう、その配点にあたっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的な評価項目となるよう措置を講ずる。
【令和2年度以降に実施される新規割当時に措置】

(2) 公共安全LTEの実現

- 具備すべき機能要件や非常災害時等における迅速な通信エリア拡大の検討を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に行う。
【既に検討開始、令和2年度措置】

実施事項



(1) ブロードバンドのユニバーサルサービス化

- 基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的方法でブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し、所要の措置を講ずる。
【既に検討開始、早期に結論。令和3年度措置】

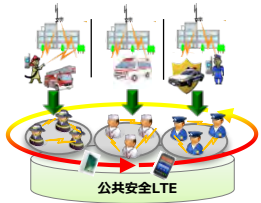
< 周波数割当の比較審査項目 >

見直し後	
周波数ひっ迫度	○点
カバー率	○点
MVNO促進	○点
安全・信頼性確保	○点
不感地域対策	○点
既存基地局の周波数の活用計画	○点
周波数の経済的価値を踏まえた評価額	○点
合計	○点

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

< 公共安全LTE >



出典) 規制改革推進会議 第4回投資等WG 総務省提出資料

放送を巡る規制改革

現状と課題

(1) 放送事業者によるインターネット配信の推進

- NHKのデータベースには、約900万件の映像資産を保存(平成30年度)。そのうちポータルサイトでの公開は約2.3万件、NHKオンデマンドでの配信は約7,000件。選定基準は不明確。

<NHKのアーカイブス情報システムに保存されるコンテンツ数>

	番組映像(件)	ニュース映像(項目)	ニュース原稿(本)
本部	84万6000	233万5000	141万7000
地域放送局	15万8000	565万6000	
全国計	100万4000	799万1000	

出典) 規制改革推進会議 第4回投資等WG 総務省提出資料

(2) インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- キー局5社の同時配信実験(令和2年1月)では、番組本体全体の14%で権利処理ができず、映像・音声の差替え(「ふたかぶせ」)が発生し、NHKプラスでも、総合で7%程度、Eテレで36%程度の「ふた」が生じている(令和2年4月)。
- 放送番組のネット配信には、放送とは別に許諾の取得が必要であり、権利処理が大きな負担。

<NHKプラスにおける「ふたかぶせ」>



出典) 日本放送協会 NHKプラス

(3) ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

- 2025年のローカル局の営業収入は、2018年の88%に減少の予測。放送事業者の収益力向上や経営合理化の必要性。

(4) 放送コンテンツの製作取引適正化

- 令和元年に、書面交付、著作権の帰属等に関する事前協議の推奨を盛り込んだ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が改定されたものの、適切・不適切な事例の列挙に留まる。

(5) 放送のユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象に加えることが検討中。
- ブロードバンドを経由して同時配信が全国あまねく届けられるようになった時、放送番組を放送ネットワークだけでなくブロードバンドでも伝送できる可能性が高い。

実施事項

(1) 放送事業者によるインターネット配信の推進

- NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。**【令和2年度措置】**

(2) インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- 放送コンテンツをインターネットで円滑に流通させるため、1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 権利者不明及び協議が整わない場合の裁定制度について、要望を取りまとめたうえで検討、結論を得る。**【1, 3は令和3年通常国会での法案成立を目指す、2は令和3年中に要否を明らかにする】**

(3) ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

- 関係者からの具体的な要望を把握し、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。**【令和2年度検討開始、早期に結論】**

(4) 放送コンテンツの製作取引適正化

- 法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託、役務委託等の契約形態別に類型化し、雛型の充実を図る等、必要な方策を講ずる。**【令和2年度措置】**

(5) 放送のユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討を踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。**【令和2年度検討開始、早期に結論】**

スタートアップを促す環境整備

現状と課題

【現状】

・適格機関投資家私募や特定投資家私募といったプロ私募は、1億円以上の募集をした際に資金需要者に義務付けられている有価証券届出書の提出や目論見書の作成・交付義務等の開示規制が一部適用除外となっているため、資金調達コストが低くなっており、非上場会社(資金需要者)にとっての資金調達の有力な手段の一つとなっている。

一方、①適格機関投資家の条件は、個人で10億円の資産を保有、1年以上の運用経験、②特定投資家の条件は、個人で3億円以上の資産を保有、1年以上の運用経験となっており、純金融資産(不動産を除く預貯金・有価証券・保険等の金融資産から借入金を差し引いた資産)が1億円以上ある世帯が100万以上いる中、これらの条件を満たさない投資家は、非上場会社への投資はほぼ不可能な状況であり、需要と供給にミスマッチが起こっている懸念がある。

・株式型クラウドファンディングは、過去1年以内の資金調達と合算して資金調達を行う企業の調達額1億円未満、投資家1人当たりの投資額が50万円以下と定められている。

・米国では非上場株式等の市場での取引は、募集・流通市場とも活発であり、我が国と海外では資金調達環境に差が生じている。

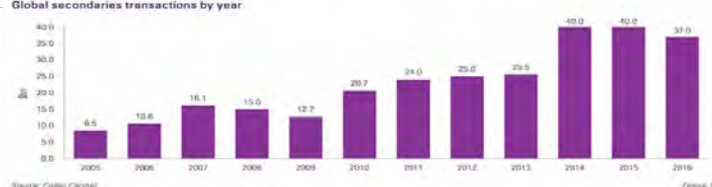
【課題】

・私募制度や開示規制について、企業の資金調達の多様化や国民のリスク特性に合わせた投資商品の選択肢の拡大の観点から有効な制度活用が出来るよう見直す必要がある。

・株式型クラウドファンディングの制度は、投資額の金額要件等により、さらなる普及については難しいという声もある。非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化のため、発行事業者側の利便性向上が必要である。

・非上場株式等の取引に関して、海外制度も参考としながら、企業の成長状況の各段階において資金調達がしやすい環境を整える必要がある。

世界の非上場株式のセカンダリー取引の推移



実施事項

ア プロ私募の要件

自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。

【令和2年度調査開始、調査結果を得次第、令和3年度検討・結論】

イ 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し

株式型クラウドファンディングの制度上限額等の金額要件(他の資金調達との合算要件を含む)について検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずる。

【令和2年度・3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

ウ 非上場株式等の流通市場の見直し

株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、そのあり方について、日本証券業協会等関係者ととも検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。

【令和2年度・3年度検討、結論を得次第速やかに措置】

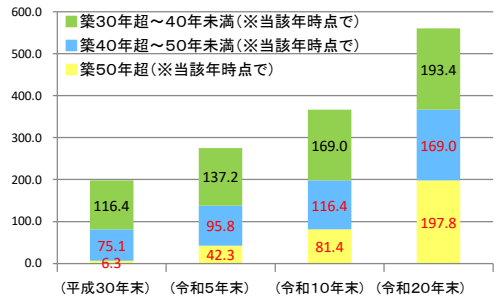
老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化

現状と課題

【現状】

- ・ 築40年超のマンションは現在の81万戸から10年後に約2.4倍、20年後に約4.5倍の367万戸となるなど、今後、老朽化マンションが急増する見込み。

【築後30、40、50年超の分譲マンション数】



(建物の傷みが著しく外壁の剥落等が生じた事例)

- ・ マンションの建替え・敷地売却やマンションが被災して全部滅失または一部大規模滅失した場合の再建、取り壊し等には5分の4以上の賛成が必要。

【課題】

- ・ マンションの建替えの実績は244件、約19,200戸(平成31年4月時点)にとどまっており、老朽化マンションの再生が円滑に進んでいるとはいえない。
- ・ 区分所有法等における建替え等の決議の際に必要な5分の4の賛成が必要という要件が厳しく、合意形成が進まないことに加え、今後、区分所有者の高齢化や多様化により合意形成がより難しくなっていくことが懸念される。
- ・ 更に、大規模災害が見込まれる中で被災時はより合意形成が難しくなることが懸念される。

実施事項

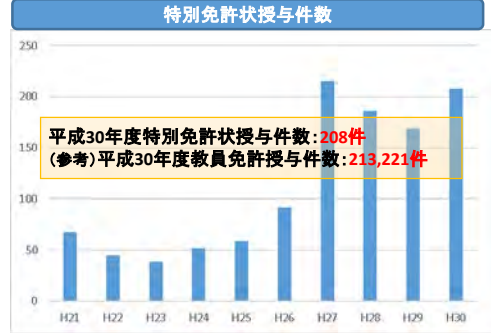
- a マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に関し、除却の必要性に係る認定対象の具体的基準については、今般の法改正により老朽化したマンションの再生が円滑に進むよう、適切な基準とする。**【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】**
- b 建替え決議において集会に不参加の者(意思表示をしないもの)については、一定の要件・手続きのもとで分母から除くこと、5分の4以上の要件の緩和、同要件の任意規定化などの方策も含めて、建替え決議の在り方について、幅広い関係者を含めた検討の場を設けたうえで検討する。**【令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】**
- c 今後大規模な災害が想定されていることも踏まえ、被災した区分所有建物の再建、取壊し等の決議に必要な5分の4以上の要件の緩和、一部大規模滅失した場合の決議可能な期間延長なども含めて、被災した区分所有建物の再建等をより円滑に進める方策についても検討する。**【令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】**

イノベーション人材育成の環境整備

現状と課題

【現状】

- 将来のイノベーションを担う人材を育成するために、子供たち一人ひとりの理解度や興味・関心に合った、「個別最適化された学びの環境」を実現する必要がある。また、これを実現するために、各分野の専門家や幅広い経験を有する人材が教育現場に参画できる仕組みを整えるべきである。



出典)小中学生の学びに関する実態調査「ベネッセ教育総合研究所2014年10月

出典)文部科学省「平成30年度教員免許状授与件数等調査結果について」より事務局編集

【課題】

- 子供の理解度や興味に応じて、「学年を超えた学び」が許容されることが浸透していない。また、「個別最適化された学び」の実現に向けた方向性が明らかではない。
- どのような学びが効果的であるか、データに基づいた検討や結論が明らかではない。ある一点に秀でた生徒をどのように指導し、評価することが望ましいかについても結論を得るべきである。
- 一般的に不登校児童生徒等の受け皿となっているフリースクールへの登校において、出席と認められるかは校長の裁量次第となっている。
- 日本語に不慣れな帰国、外国人児童生徒等に対する各自治体の対応が不透明。
- 教育現場における外部人材の活用数はいまだ低調。

実施事項

- 「個別最適化された学びの環境整備」の実現に向けたガイドラインの発出および計画策定 【令和2年度措置】**
 - 誰もが充実した教育を受けられるように、理解度や興味に応じた学びが許容されることをガイドライン等にまとめ、発出する。
 - これに先立って、中央教育審議会の議論も踏まえて、施策の具体的方向性について結論を得る。
- データに基づいた「効果的な学び」および指導や学習評価等について結論 【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
 - どのような学びが効果的かを定めるために、データに基づいた検討を行い、全国の学校に展開可能な形で結論を得る。
 - また、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。
- フリースクールにおける出席要件、および不登校特例校設置手引きの周知 【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
 - 現在、校長の判断となっているフリースクールにおける指導要録上の出席扱いについて、判断を行うためのガイドラインの周知を行う。
 - 不登校にかかる原因究明と対策を講じるとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」の周知を行う。
- 帰国・外国人生徒の編入学における各自治体の取り組みの周知、拡大 【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
 - 帰国・外国人生徒の日本の公立高等学校への入学・編入に際し、各自治体で行われている措置の拡大を促す。
 - 日本語指導等の充実等を促進し、優れた取り組みの周知を行う。
- 各分野の専門家や経験者等、幅広い人材の教育現場への積極的な登用 【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
 - 特別免許状の授与基準の見直しや特別非常勤講師の活用により、外部人材の登用を積極的に進める。

ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援

現状と課題

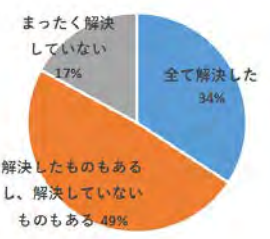
○雇用類似の働き方(フリーランス等)に関する相談窓口充実等の環境整備

【現状】
○デジタル技術の進展により、インターネットを通じて個人で仕事の依頼を受け役務を提供する、いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方が増加してきている。

○契約形式の如何を問わず、実質的に労働者性が認められる者もいると考えられるが、業務遂行上の指揮監督の有無、事業者性の有無などを総合的に勘案し労働者性の有無が判断されている。

【課題】
(1)雇用類似の働き方の者には、労働基準法上の労働者が利用可能な総合労働相談コーナーなどの相談窓口が整備されていない等、企業に雇用されている労働者と比較して紛争解決の手段が不十分。雇用類似の働き方について、トラブル等の相談窓口の整備・充実が必要。
(2)労働者性の判断基準に基づき自身の働き方について法令の適用関係を直ちに判断することが難しい。

経験のあったトラブルの解決状況



約6割の人が未解決のトラブルを経験

労働基準法における労働者性の判断基準

○1・2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断する

- 使用従属性に関する判断基準
 - 指揮監督下の労働
 - 報酬の労務対称性
- 労働者性の判断を補強する要素
 - 事業者性の有無
 - 専属性の程度
 - その他

直ちに労働者性の有無を判断するのは難しい

実施事項

(1)いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象にハラスメントや発注者との契約等のトラブル等に関して、関係省庁との連携の下、当事者等が相談できるワンストップの窓口を整備・周知し、相談支援の充実を図る。

【令和2年度措置】

(2)労働基準監督署等を通じ労働者性の判断基準を分かりやすく周知し、問題が認められる場合にはその是正を図る。

【令和2年度措置】

現状と課題

○企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進

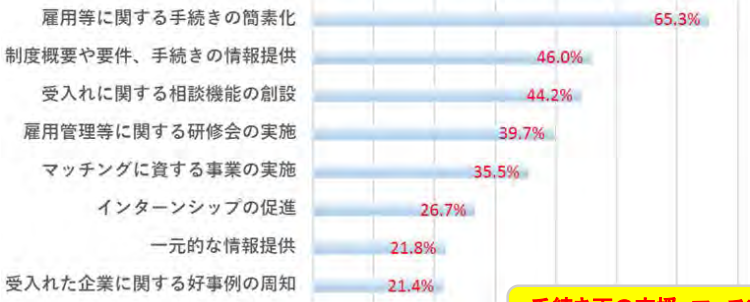
【現状】
○昨年4月の入管法の改正により在留資格「特定技能」が創設。政府は開始後5年間で最大約34万人の受入れを見込むが、令和元年度末時点で約4,000人の受入れ。

○政府は外国人留学生の本邦企業における就職率を5割にすることを掲げているが平成30年度実績で約3割の就職率。

【課題】
(1)特定技能外国人をはじめとする外国人材の雇用支援が必要。特に地方中小企業において、外国人材の受入れの知識等が不十分であり、マッチング支援等が必要。
(2)我が国の競争力向上に資する人材の確保の観点から留学生に対しての更なる就職支援が必要。

政府が実施すべき受入れ企業向け支援策（複数回答）

対象：特定技能外国人材の受入れに関心があると回答した企業



手続き面の支援、マッチング支援等を求める声が多い

(出典) 日本・東京商工会議所「人手不足等の対応に関する調査」より事務局作成

実施事項

(1)地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果等に関し定期的に実施状況を地方公共団体等へ公表すること等を検討し、必要な措置を講じる。

【令和2年度検討開始、令和3年度措置】

(2)「外国人就労・定着支援研修事業」の対象者を、現状対象外とされている就職活動中の留学生等にまで拡大すること等、外国人留学生の本邦における就職活動を支援する施策を検討し、結論を得る。【令和2年度措置】

医療・介護関係職のタスクシフト

現状と課題

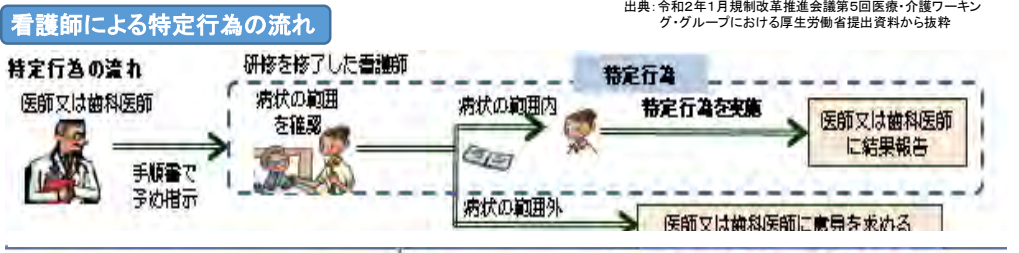
【現状】
 高齢化に伴い、医療・介護関係職の不足が深刻化する中、医師に対する時間外労働上限規制の適用(2024年度～)も見据えつつ、それぞれの関係職種がその能力や専門性を最大限に発揮できる環境整備が必要。

【課題】

- 1. 特定行為に係る看護師の研修制度の普及促進**
 医師の判断を待たずに一定の診療補助行為(特定行為)を行うことができる看護師の研修については、「2025年までに10万名」という目標が掲げられているが、研修修了者は大きく伸び悩む状況。背景には、研修負担が過大、診療報酬をはじめとする研修修了者の養成に向けたインセンティブが不十分との指摘。

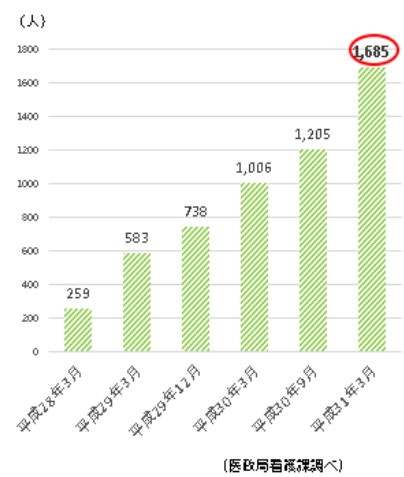
- 2. 救急救命士の活用**
 救急救命士の活動場所は、傷病者が病院等に搬送されるまでに限定。医療機関内で救急救命処置を行うことができない。また、医師の指示の下行う特定行為(5行為)についても、救急現場の実態に即して拡充に向けての検討が必要との指摘。

- 3. 有料老人ホーム等における看護職員・介護職員の活躍促進**
 - ・有料老人ホームにおいて看護職員による医療行為が十分実施されておらず、医療ニーズを持つ高齢者の入居が制限される、救急搬送の必要性が低い搬送ケースがある等の指摘。
 - ・介護職員ができる行為の範囲が不明確なことにより、行為の実施を躊躇してしまうことがあるとの指摘。

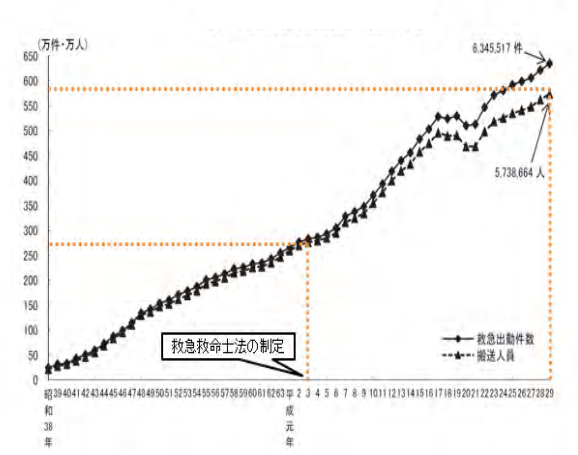


出典:令和2年1月規制改革推進会議第5回医療・介護ワーキンググループにおける厚生労働省提出資料から抜粋

「特定行為に係る看護師の研修」修了者数の推移



救急出動件数・搬送人員の推移



実施事項

1. 特定行為に係る看護師の研修制度の普及促進

- ・研修修了者数の拡大に向けて、現場で求められる技能をまとめて習得できるパッケージ研修の拡充などを検討。**【令和2年度以降継続的に検討】**
- ・特に在宅医療領域において研修修了者数が伸び悩んでいる原因を分析し、課題解決に向けた対応を検討する。**【令和2年度検討・結論】**
- ・本制度の利用拡充に向けて診療報酬上の評価を含めた促進策を実施する。**【令和2年度検討・結論、令和3年度措置】**

2. 救急救命士の活用

- ・救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法の改正に向けた対応を行う。**【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】**
- ・活動場所拡大後の実施状況を踏まえつつ、救急救命士の活動場所をさらに拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。**【令和3年度検討開始】**

3. 有料老人ホーム等における看護職員・介護職員の活躍促進

- ・介護報酬上の課題の有無等を検討の上、有料老人ホームにおいて看護職員が安心・円滑に医療行為を実施できるような対応を検討する。**【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**
- ・介護現場で実施されることが多い行為のうち介護職員が実施できる行為(「医行為ではない行為」)を整理した上で周知する。**【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】**

介護サービスの生産性向上

現状と課題

【現状】
サービスの質を確保しながら増大する介護需要に対応するために、行政が求める帳票等の文書量の半減に取り組むことが示されているものの、介護現場における負担感は依然解消されていない、またICT・ロボット等の導入推進を図っているが、介護事業者の活動の生産性が大きく向上するには至っていない

【課題】
1. 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減
・自治体ごとに異なる提出書類の様式、事業者間でやりとりする文書の電子化が進展していないこと等により、文書の作成・保管等にかかる事務負担が多大

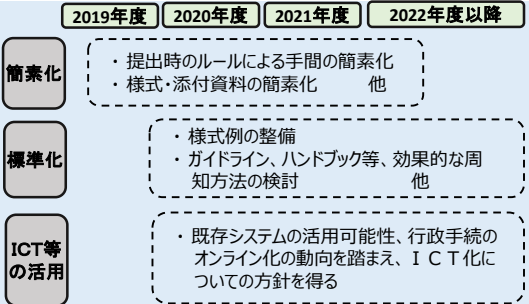
2. ICT・ロボット・AI等の導入
・一部の介護事業者等でICT等を有効に活用する事例も見られるが、介護サービスの実施にかかる行政上の取扱いに最新の技術が反映されず、事業者全体への本格的普及には程遠い状況

3. 介護アウトカムを活用した科学的介護
・科学的に自立支援効果が裏付けられた介護の実現に向けては、高齢者の状態とケアの内容等の情報(CHASE情報)を活用し介護サービスの評価・改善等につなげていくことが効果的

4. 介護事業経営の効率化
・介護事業者の安定的な経営を確保するためには、法人間連携・協働化の一層の促進が不可欠

介護分野における文書量半減の取組

2020年代初頭には、2017年比で文書量(行政への提出書類・介護現場で必要とされる書類)の半減を目標とされていたが、具体的な定量目標が示されていない



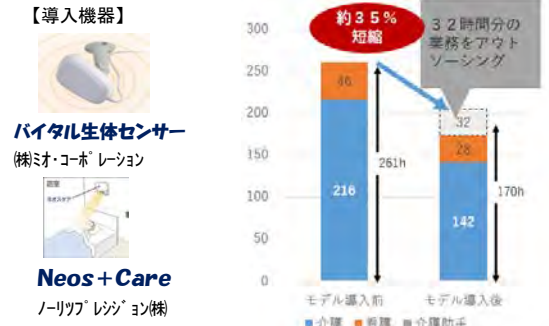
CHASE情報

「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において選定された265項目リハビリ以外の加算等で求められる様式のデータ(例:栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算等)、事業所の介護記録等のデータ(例:訪問介護で提供された身体介護、生活援助等の内容のデータ)、ケアマネジャー等が行った利用者の状態評価のデータ(例:ADL、服薬状況、認知症の状況等)

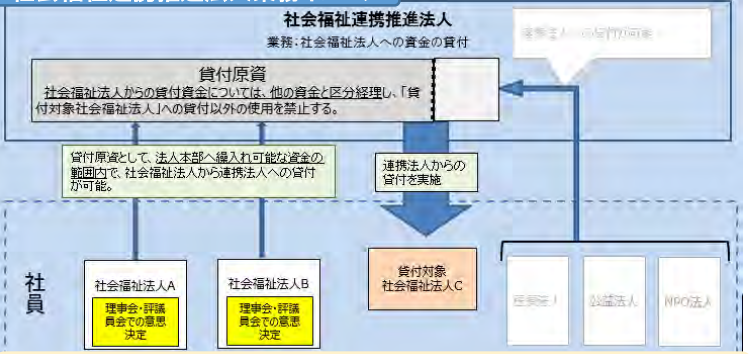
出典:令和2年2月規制改革推進会議第4・7回医療・介護ワーキング・グループにおける資料から抜粋

ICT・ロボット等導入の北九州市事例

国家戦略特区である北九州市の先進的介護実証実験結果



社会福祉連携推進法人業務イメージ



【議決権について】
原則1社員1議決権を有するものとし、一定の要件のもと、定款で別段の定めをすることができるものとする

実施事項

1. 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減
・行政への提出書類や介護現場で必要とされる文章量の半減に向けた具体的な目標・対策などを策定
・ローカルルールによる負担軽減のため、国が定める標準様式の見直し、自治体が独自に過剰な記載を求めることがないような取扱指針の提示
【令和2年度措置】

2. ICT・ロボット・AI等の導入
・センサーなど見守り支援機器の活用による定時巡視の効率化が可能であることを周知するとともに、テクノロジー活用に関する効果検証の結果を踏まえて介護報酬上の評価等を検討
・介護支援専門員(ケアマネジャー)が行うモニタリングについて、テレビ会議の活用が居宅訪問に代替できること等を検討
【令和2年度措置】

3. 介護アウトカムを活用した科学的介護
・2020年度に本格運用が開始されたCHASE情報を収集するシステムについて、介護報酬基準の検討や事業者自らによるサービス改善に資するよう、データ形式の共通化、アウトカム指標の標準化に取り組む
【令和2年度措置】

4. 介護事業経営の効率化
・本年通常国会で関係法律案が成立した社会福祉連携法人制度の円滑な施行に向けて、参加法人の議決権にかかる定款上の定めなどの考え方を整理
【法律の施行までに措置】

一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大

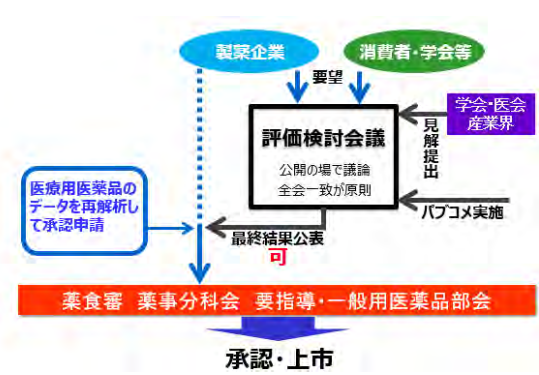
現状と課題

【現状】
 医療機関を受診することなく入手可能なOTC(over the counter)医薬品の提供促進に向けて、平成28年の「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「評価検討会議」という。)新設などの現行スキームが整備されたが、これまでの実績は低調。[注]

[注]現行スキーム下でのOTC化の実績(製品承認済みのもの)
 ・一般用医薬品:フルチカゾンプロピオン酸エステル(点鼻薬)、ヒアルロン酸ナトリウム(点眼液)
 ・一般用検査薬:排卵日予測検査薬

- 【課題】**
1. スイッチOTC化の促進に向けた推進体制
 - ・評価検討会議の運営等は医薬品の審査等を行う厚生労働省の担当部局のみで行われ、セルフメディケーションの促進等を含む視点からの取組が不十分。
 2. 一般用医薬品への転用
 - ・評価検討会議の構成員は、医師が大多数を占め、リスク等に偏った議論により提案のあった成分についてOTC化の可否を決定。会議の運営方法として全会一致原則の慣行。
 3. 一般用検査薬への転用
 - ・「一般用検査薬の導入に関する一般原則」(以下「一般原則」という。)において、検体については採取に際して侵襲性がないものが適当とされ、自己採血による穿刺血等は認められていない。

一般医薬品への転用プロセス



評価検討会議のメンバー構成



販売中の一般用検査薬

尿糖	尿蛋白	妊娠検査	排卵日予測検査
尿検体	尿検体	尿検体	尿検体
現行スキーム以前に製品化されたもの			

出典: 令和2年2月規制改革推進会議第6回医療・介護ワーキング・グループにおける日本OTC医薬品協会・(一社)日本臨床検査薬協会資料から抜粋

実施事項

1. スイッチOTC化の促進に向けた推進体制
 ・スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、厚生労働省における部局横断的な体制を構築。
 ・経済性の観点も含めてスイッチOTC化の推進策を検討。官民連携してスイッチOTC化の目標を設定し、進捗状況を管理。
【令和2年度措置】

2. 一般用医薬品への転用の促進
 ・評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化に当たっての課題等を整理・提示するものとして明確化。
 ・消費者代表を追加する等、評価検討会議のメンバーをバランスのとれた構成に見直し。会議運営における全会一致の慣行の見直し。
【令和2年度措置】

3. 一般用検査薬への転用の促進
 ・低侵襲であるもの、血液検体を用いた検査薬のOTC化の可否も含めた一般原則の見直しについて検討。
【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

若者の農林水産業への参入促進に向けた制度の見直し

現状と課題

- 【現状】**
- ・基幹的農業従事者数は平成27年の175万人から平成31年には140万人に減少し、65歳以上が97.9万人(70%)を占める一方、49歳以下はわずか14.8万人(11%)に留まっている。また、49歳以下の新規就農者数は平成27年の2.3万人をピークに3年連続で減少し、直近では2万人を切っている。
 - ・資金調達には現在は融資が中心的に活用されている一方で、出資に関しては、農地法第2条第3項において、農地所有適格法人としての要件が規定。株式会社のうち会社法上の公開会社は農地を所有することが認められておらず(法人形態要件)、総議決権の過半を農業関係者が保有しなければならない(議決権要件)など、農地を所有できる法人に制限がある。
 - ・法人経営の増加や農業経営の多様化が進展し、農業従事者が働きやすい環境の整備など、以前よりも柔軟に農業用施設を設置する必要性が高まっている。

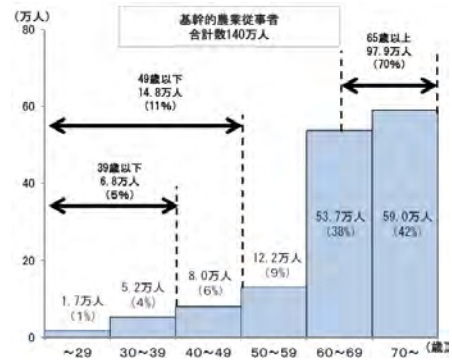
- 【課題】**
- ・将来的に地域の農業を担うことが有望な者に対し、新規就農時の農地を確保するための方策が検討されるべきである。
 - ・意欲的な若者による農業ベンチャー等の起業や、事業の拡大を企図する農業者による資金調達手段の柔軟な選択を阻害しないよう、農地法を含む現行制度の検証を行った上で対応策の検討が必要である。
 - ・農地法施行規則第29条第1号に基づき、2a未満の農地を農業用施設に供するために転用する際は、農地転用許可が不要となっているが、1戸当たり耕地面積が昭和35年1.0haから平成27年2.1haと2倍以上に拡大しているにも関わらず、昭和45年以降この特例について見直しは行われていない。一方で、農畜産物の加工・販売施設については2a未満であっても許可が必要とされる。

1戸当たり耕地面積の比較

	昭和35年	平成27年
総農家数	606万戸	216万戸
耕地面積	607万ha	450万ha
1戸当たり耕地面積(推計)	1.0ha	2.1ha

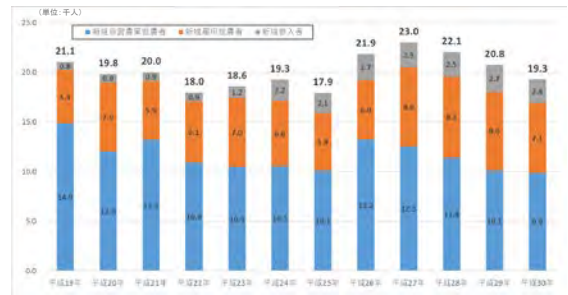
出典:令和2年4月規制改革推進会議第8回農林水産ワーキング・グループ「農業用施設の建設に係る農地転用の実態等」(農林水産省提出資料)から抜粋

年齢階層別基幹的農業従事者数(令和元年度概数値)



出典:令和2年2月規制改革推進会議第6回農林水産ワーキング・グループ「新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策の状況」(農林水産省提出資料)から抜粋

49歳以下の新規就農者数の推移



出典:農林水産省「新規就農者調査」

実施事項

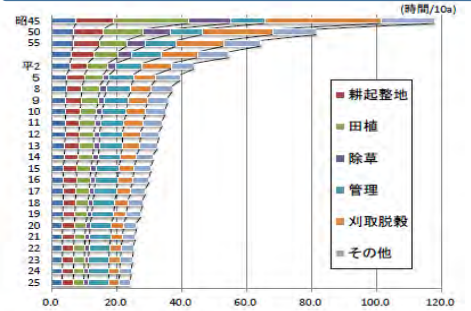
- 1. 新規就農時の農地の確保**
 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を斡旋するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。
【令和2年度措置】
- 2. 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化**
 農業で起業する若者が将来展望を持てるよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。**【令和2年度検討・結論】**
- 3. 農業用施設の建設に係る規制の見直し**
 新たな食料・農業・農村基本計画に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。
【令和2年度検討、令和3年上期結論、令和3年度措置】

現状と課題

- 【現状】**
- ・過去、トラクター、コンバインなどの農機普及により、農業生産性は向上したが、平成以後は停滞。圃場内自動走行トラクター、農業データ活用による育成予測サービス等の市場投入がなされるが、更なるスマート農業の普及が必要。
 - ・また、水産業においては、漁獲報告により漁獲データの充実と資源管理の高度化を図ることが、科学的な資源評価の出発点であり、資源管理プロセス上極めて重要。

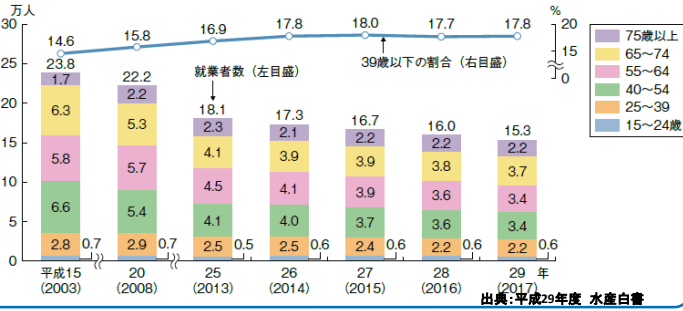
- 【課題】**
1. 農林水産省の公表する「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」はICTによる遠隔監視は規定されておらず、有人目視による監視が必要とされており、省力化の効果が限定されている。
 2. システムをまたぐデータの積極的な利活用は必ずしも進んでおらず、農業者はメーカーの異なる複数のトラクター等を通じて取得した圃場地理・作業履歴等の農業データを、各メーカーのシステムでばらばらに管理せざるを得ず、大きな不便が生じている。
 3. 改正漁業法により今後新たに知事許可漁業及び漁業権漁業にも漁獲報告が義務付けられる予定であり、資源管理の高度化、漁業者の生産性向上等のために、ICTを活用し、漁業者による漁獲報告を適時に行い、資源管理に反映させる仕組みが必要である。

水稲作10aあたり直接労働時間の推移



資料：農林水産省「米生産費統計」から作成

漁業就業者数の推移



出典：平成29年度 水産白書

実施事項

1. 自動走行トラクターの普及促進

・「農業機械の自動走行に関する安全性ガイドライン」を改訂し、圃場内のトラクターなど農業機械の自動走行について、遠隔監視による自動走行を可能にするために、農業者及び農機製造者が考慮すべき安全管理措置を明らかにする。**【令和2年度措置】**

2. 農業データの利活用

・令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。**【令和4年度措置】**

3. 漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の構築

- ・漁獲報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。都道府県知事による漁業の許可などの手続について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを構築する。**【令和4年度措置】**
- ・知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けよう手当てする。**【令和2年度措置】**

行政手続コスト20%削減と引き続き実施すべき取組

現状と課題

【経緯】平成29年3月の規制改革推進会議において、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」という観点から、9の重点分野※を選定し、原則として2020年3月までに、次の目標に向けて取り組むことを決定。

※「営業の許可・認可に係る手続」「社会保険に関する手続」「国税」「地方税」「補助金の手続」「調査・統計に対する協力」「従業員の労務管理に関する手続」「商業登記等」「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行(就労証明書)」の9分野

- ・営業許認可、社会保険など7分野について、行政手続コスト(事業者の作業時間)20%以上削減
- ・「国税」「地方税」は、電子申告利用率について、大法人100%、中小法人[国税:85%・地方税:70%]以上

【20%削減の結果】2020年3月までを取組期限としていた全ての重点分野において、

- ・行政手続コスト20%以上削減を実現
- ・「国税」「地方税」においてもそれぞれ目標電子申告利用率を実現

＜商業登記等＞

- ・2022年3月までの5年計画として20%削減の取組を推進中
- ・本人申請の場合のオンライン利用率の引上げ、補正率の引下げ等が課題

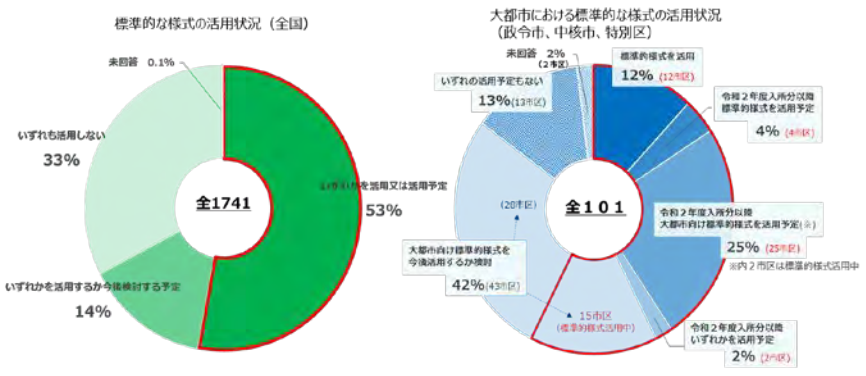
＜行政への入札・契約に関する手続＞

- ・中小企業からの簡素化の要望が多かったため、重点分野以外から追加的に20%削減に取り組むこととされ、本年12月までの取組を推進中。行政手続コスト削減を更に進める観点から、
 - 一競争参加資格申請時に必要な添付書類の削減(調達総合情報システム)
 - 一経営事項審査申請について、BPRの徹底を図った上でオンライン化の実現等が課題

＜保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減＞

- ・20%削減の目標は達成したが、事業者にとって、
 - ・様式は地方公共団体ごとバラバラ(標準的な様式の活用は依然限定的)
 - ・就労証明書に事業者の押印が必要
 - ・「デジタルで完結する仕組み」の普及が進んでいない
- ・などから、就労証明書の作成は大きな負担。緊急要望においても、就労証明書に関して多数の要望。

就労証明書の標準的な様式の活用状況(令和元年8月末現在)



出典: 令和元年12月規制改革推進会議第2回デジタルガバメントワーキング・グループ「就労証明書の標準的な様式の活用状況」(内閣府子ども・子育て本部提出)より抜粋

実施事項

＜商業登記等＞

1. 行政手続コストを20%以上削減【遅くとも令和3年度措置】
2. web上でのAPI公開、ID・パスワード方式の導入などにより、使い勝手の良いオンライン申請システムを実現する。【令和2年結論、可及的速やかに措置。API公開については遅くとも令和2年度措置】

＜行政への入札・契約に関する手続＞

1. 行政手続コストを20%以上削減【令和2年措置】
2. バックオフィス連携等により、競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現。財務諸表についても必要な措置を講じる。【登記事項証明書は令和3年度措置、納税証明書は遅くとも令和4年度措置、財務諸表は令和2年度検討開始、早期に結論】
3. 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現。オンライン化に当たり、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンソニーの徹底等を行う。【令和2年度検討、遅くとも令和4年度措置】

＜保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減＞

1. 押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。【令和2年度上期措置】
2. 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。【令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置】
3. 標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況等の調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。【令和2年度以降継続的に措置】

新型コロナウイルスへの緊急対応及びデジタルガバメント早期実現に向けた新たな取組

現状と課題

1. 書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し

コロナ危機によって、対面・書面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわになった

- 窓口の混雑や、給付金や助成金等の支給の遅れが見受けられた
- 押印や書面・対面の行政手続が求められることが、テレワーク等の実施の妨げとなっている

【経済四団体からの緊急要望に対する対応】

- 経済四団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）から、テレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望の提出を受け、「具体的な基準」を示したうえで、各府省に検討を依頼。6月5日に規制改革推進会議のHPにその回答を公表。

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html#request

- 結果、具体的要望があった行政手続について、
 - 法令に根拠がない押印を求めないこととする
 - 押印がなくとも申請等を受け付ける
 - オンライン手続を簡素化する
 - 電子メールによる書類を受理する

など、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により概ね一定の緊急対応が行われることとなった。

- 具体的要望があった以外の行政手続についても、同様の緊急対応を実施することが求められる。
- また、緊急対応を行った手続だけでなく、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、「具体的な基準」に則り、恒久的な措置として、制度的対応を実施することが求められる。



2. オンライン利用率向上と環境整備

- 行政手続コストを削減する上で、オンライン手続の利用拡大は大きな課題
- 行政手続のオンライン化等はこれまでも行われてきたが、実際のオンライン利用率が低い手続も多い
- オンライン利用率を大胆に引き上げるためには、デジタルを利用する上での環境整備を進めることが不可欠

3. 地方公共団体のデジタル化

- 地方公共団体が受け手となる手続については、国等の手続と比べてもオンライン利用が進んでいない
- 地域をまたいで活動する事業者にとって、申請項目、書式、添付書類に係る取扱い等が地方公共団体ごとにばらばらであることが、大きな負担
- 迅速かつ確かな行政サービス提供の観点からも、地方公共団体がバラバラにシステム開発を行う現状の見直しが必要

実施事項

1. 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し

- 行政手続における書面規制・押印、対面規制について、緊急対応として、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じ、その周知を行う。
- 恒久的な制度的対応として、年内に順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行う。
- 会計手続、人事手続その他の内部手続についても、書面・押印・対面の見直しを行う。

【可及的速やかに緊急対応措置。制度的対応については、令和2年措置（令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置）】

2. オンライン利用率の大胆な引上げと環境整備

優先度の高い行政手続について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、課題を明確にした上で、PDCAサイクルを確立した取組を行う。

また、各種手続の実情に応じて、最新のデジタル技術を前提にした業務の見直しや、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備など、デジタルを利用する上での環境整備を進める。

【令和2年度 目標・計画の策定。可及的速やかに必要な措置】

3. 地方公共団体のデジタル化

地方公共団体と事業者等との手続に関し、オンライン化に必要なプラットフォームを国が統一的に整備することを検討する。その際、最新のデジタル技術を前提に業務の見直しを行うとともに、申請項目や書式・様式などを標準化する取組を推進する。

【令和2年度検討開始。結論を得られたものから速やかに措置】